

公立大学法人山形県立保健医療大学における 公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年9月9日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長は、公的研究費の使用に関し、社会から負託された大学の使命と役割に応えるため、ここに高い倫理観に支えられた責任ある行動をとるための「行動規範」を策定した。

本学の教職員は、社会の信頼を確保するため、これを遵守していかななければならない。

- 1 教職員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効果的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費の使用にあたり、関連する法令・通知及び学内関係諸規程を遵守するとともに、説明責任を果たさねばならない。
- 3 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用（架空請求に架かる業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の水増し請求等虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用）を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 教職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことがないように公正に行動しなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識の習得、事務処理手続き等の理解に努めなければならない。
- 6 教職員は、社会の信頼を裏切らないためにも、公的研究費の適正な執行管理に努め、大学としての社会的貢献を果たさなければならない。